

## 木曾町環境協議会 規約

(名 称)

第 1 条 本会を「木曾町環境協議会（以下「協議会」という。）」と称し、通称として「エコネット木曾」を併せ用いる。

(目 的)

第 2 条 木曾町は昔からの豊かな自然資源や歴史的な建造物など数多くの文化遺産を有し、美しい景観を保全してきている。木曾町環境基本条例に基づいて、個々に環境への取り組みをしてきた地域の住民、企業等の各種団体、組織、関係行政機関等を有機的に結合させた自発的な環境保全活動に取り組むとともに、関係機関等への提言を行う実践組織として、生活環境及び自然環境の保全を図っていくことを目的とする。

(事 業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 環境意識高揚、環境教育のための研修会、講演会、イベント等の開催
- (2) 環境基本計画、環境宣言、環境保全施策の策定への参画
- (3) 環境保全活動の推進と相談窓口
- (4) 環境保全に関する情報の収集・共有・発信と広報活動の推進
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織及び会員)

第 4 条 協議会は、環境に関心のある個人、団体等で協議会の設立趣旨、目的に賛同した別表に掲げる団体等をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 10名以内
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 事 2名

(役員の仕事)

第 6 条 役員の仕事は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し会務の執行にあたる。

(4) 会計は、協議会の経理を管理し、出納及び会計事務を行なう。

(5) 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員を選出及び任期)

第7条 役員は、総会において選出する。

2 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前任者の任期途中で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、協議会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて協議会の運営方針等に関し意見を述べるができる。

(総会)

第9条 総会は、通常総会として毎年1回開催する。ただし、理事会が必要と求めた時は、臨時総会を開催することができる。

2. 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3. 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 規約の制定及び変更に関する事項

(2) 事業報告及び決算の承認に関する事項

(3) 事業計画及び予算の決定に関する事項

(4) 役員を選任に関する事項

(5) その他会長が必要と認めた事項

4. 総会は、構成会員の過半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。なお、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会)

第10条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

2 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に附議する事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関すること

(3) 専門部会の連絡調整のための部会長会議に関すること。

(4) その他協議会の運営に関する必要事項

(専門部会)

第11条 協議会の事業を円滑に遂行するため、理事会の承認を得て専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営その他必要事項は、別に定める。

(書面表決等)

第12条 構成会員及び役員は、やむを得ない理由のために会議に出席できないと

きは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又は他の構成  
会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、第9条第4項の規定について、出席したものとみなす。

(経費の構成)

第13条 協議会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(経費の管理)

第14条 経費は、会計が管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が定める。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間とする。

(事業計画及び予算)

第16条 協議会の事業計画及び予算は、会長が作成し、理事会の承認を経たうえ、  
総会の議決によって定める。

(決算等)

第17条 協議会の収支決算は、事業年度終了後に会長が作成し、監事の監査を経  
て総会の承認を得なければならない。

(事務局)

第18条 協議会の事務を処理するための事務局を木曾町役場町民課環境係に置く。

(委 任)

第19条 本規約に定めのない事項については、必要に応じ理事会の議決を経て会  
長が別に定める。

## 附 則

1 この規約は、本協議会設立の日（平成21年10月14日）から施行する。

2 本協議会設立初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、協議会設立  
の日から平成22年3月31日までとする。